

平成 17 年度 第 13 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 18 年 3 月 20 日（月）15:47～16:01

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、お待たせいたしました。第 13 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。初めに、宮内議長お願いいたします。

宮内議長 お待たせいたしました。ただいま会議が終了いたしまして、本日は重点事項ということで、前回御説明いたしましたように、6 月を目途に大きな項目を幾つかを検討しようということで既に担当主査をお願いしておりますが、その本日までの考え方、あるいは検討状況ということの報告をいただきまして、それについて議論をしたということでございます。

この内容につきましては、お手元の資料のとおりでございまして「各重点事項の今後の進め方」という、このペーパーに沿いまして御説明をいただきました。この中に、現在我々の会議が持っております重点事項に対する問題意識というものと、検討の方向性というものがすべて網羅されているということでございます。

それと同時に、当会議はいわば二重の組織で動いていくというところがございまして、この重点項目だけではなく、年末の向けまして、すべての分野について提言を申し上げます。そこで、例年のとおり、重点事項以外の全分野についてもワーキンググループを編成し、主査をお願いし、担当委員をお願いし、また、専門委員もお願いすると。こういう作業を進めているわけございまして、その平成 18 年度のワーキンググループといたしますか、検討体制につきまして協議をいたしました。

大体この区分けは作られました。あとはそこへの力の配分をどうするかということで、どなたに担当していただくかということを決める必要がございますが、現在、まだ最終担当の委員は決まっておりません。したがって、全分野におけるワーキンググループの分け方と、その担当委員ということにつきましては決定次第、御報告を申し上げます。

それと同時に「市場化テストWG」も、法律が施行されるということを前提といたしまして考え方を決めていく必要がございます。それにつきましても検討をさせていただきました。

その他といたしましては、この 3 月末で規制改革・民間開放推進 3 か年計画という政府の計画の再々改定という形で私どもの答申の結果が出るわけでありまして、その進捗状況について御報告をいただきました。

もう一つの報告事項といたしまして「あじさい月間」、いわゆる規制改革・民間開放集中受付月間の中で、要望があったけれども本部決定に至らなかった。しかし、私どもとしては、やはりその要望を何とか前進させていきたいというような問題につきまして御報告

をいただきました。これにつきましては、先ほど申し上げましたワーキンググループが引き継いで検討をしていくと。延長戦に入るといようなことでございます。

とりあえず、ワタクシから会議の様態といたしまして以上を御報告いたします。

それから、もう1つ、個別具体的な在留外国人のチェックをどうするか、あるいはこういう資格を持った人の受け入れをどうするかということでありますけれども、外国人というものの受け入れを私どもの会議としてどう考えるかと、そういう、前提になる議論を実は全体としてまだやっていないと。

したがいまして、それにつきまして意見交換を、これは会議ではできませんでしたので、委員間でeメール等で早急に意見交換をさせていただきまして、もし外国人受け入れということについて委員の間で非常に大きな考え方の隔たりというようなものが見られる状況でございましたら、別途会議を開く等いたしまして意見調整をさせていただくということを考えております。そのように1つ質問・疑問が呈されましたので、そういう形で進めていきたいと思っております。

会議の全体の様態は、以上のとおりでございます。あとは御質問に応じるという形でお答えさせていただければと思います。

司会 それでは、御質問のある方は御自身の所属からお願いいたします。

御質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 先ほど、宮内さんは二重組織というような言葉でおっしゃりましたけれども、言葉はともかく、この6月にまとめる重点のほかに、年度としてやるワーキングは、担当者が決まっていないというか、決まったら教えていただけたらと思うんですけども、項目について、例えば6月にはこの11項目について検討するということですが、農業とか、例えば何年か前にやった車検制度とか、それが入るかどうかは別ですけども、そういったテーマというのはもう決めているのでしょうか。

宮内議長 年末に向けての答申はすべての分野ですから、当然に農業はその対象に入っております。

先般の諮問会議で、民間議員からのペーパーで、やはり規制改革の重点分野みたいなことで農業と医療と教育、この3つの分野が具体的に出されております。その中で会議の重点項目の中に現在入っているのは教育だけではないかということになるかもしれませんが、私どもの問題意識は全然そうではございませんで、教育につきましては6月を目途に、何か1つ実現をさせていきたいと、そういう個別具体的な問題がありますので、この中に入れたと。農業と医療はないのかというと、そうでなく、ひょっとして、それよりもっと問題が大きいのかもわからないというような位置付けで考えますと、これは大きなテーマとして我々は忘れることはできないテーマでございます。年末に向けては、当然に入っているということです。

記者 今日は親会というのか、全体会合だったと思うんですけども、今後6月までの

間にこういったスケジュール感を持って進めていかれるのでしょうか。

宮内議長 5月の連休明けぐらいまでには、このお手元の資料に書かれた我々の問題意識、方向性に沿って、担当委員レベルでできる限り折衝していただくということをお願いしております。それ以降はかなり絞られてくると思うのです。

そこからは会議全体が重点項目ワーキンググループということで、私が座長みたいな形にさせていただいて、全体で担当省庁と色々な形で接触を持たせていただくということを考えております。勿論、公開討論とか、あるいは事と次第によりましては大臣にお願いするミニ本部というようなことも含めまして、5月連休明け、中旬以降ぐらいのところでできるだけのことをやりたいと。やらなければならないと、本日はそういうスケジュール感で話をさせていただきました。

勿論、合意のできたことにつきましては骨太方針の中に反映させていただくと同時に、細かいことにつきましては6月の答申の中に書き込ませていただくということを意図しております。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 中身について1つ伺いますけれども、通信・放送関連の検討の方向性等ということで、下から3行目に「放送分野（特に地上波）を中心に競争を促進するための施策を講ずる」ということがありますけれども、この部分は具体的にどういうことをイメージしているのかわかりませんか。

鈴木議長代理 これに関しては、去年の12月の答申でいろいろな問題を提起しております。そして、それに対して検討あるいは結果を出すようにと関係するところに対して注文をつけております。

放送と通信について言えば、今のIT時代になって、ほとんど両者の間に区分がなくなりだしました。例えば放送は無線波によっていたが、有線も出だした。片方の通信は有線であったが、CSのように無線のものもあるというわけで、いろいろなものが混じり合っていて、いわゆる融合というのがどんどん進んでいるわけです。

ですから、そういう中で同じような形で、同じように提供されるものについて、しかし、制度的には、それを規制する法律は放送法や電気通信事業法があって、ばらばらに区分して規制されている、あるいは著作権についての扱いも違っているという問題があります。このような融合が進む中で、両者に共通する問題については同じような視点で規制を外すなり、同じ規制をかけるべきではないのか。こういう問題意識で言っている問題です。

記者 つまり、1番目の同一の制度下での規律というのと共通する話ですか。

鈴木議長代理 したがって、同じものは同じ規制の体系の中で議論されるべきではないか、これを議論していきたいということですか。

司会 ほかにはございませんでしょうか。御質問はよろしいですか。

それでは、これにて会見の方を終了いたします。ありがとうございました。